

住民票の写し等の第三者交付に係る

本人通知制度がはじまります

●本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などを第三者に交付したときに、事前に登録した人に対して交付した事実を通知する制度です。

不正請求や不正取得を抑制し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的としています。

※第三者から登録者に係る住民票の写し等の交付請求があった場合に、交付の可否を登録者に確認する制度ではありません。また、交付ができないようにする制度でもありません。

●第三者とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、正当な理由があれば第三者でも請求することができる。「住民基本台帳法」や「戸籍法」で定められています。

- 第三者**
- ・自己の権利を行使し、または義務を履行するために必要がある人
(生命保険の満期支払、債権者等)
 - ・住民票の写し等の記載事項を利用する正当な理由のある人
 - ・職務上、必要な請求をする弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士(※「八士業」といいます。)
- ※国や地方公共団体の機関については、対象外です。

●本人通知の対象となる証明書

1. 住民票の写し(消除された住民票も含む)
2. 住民票の記載事項証明書(消除された住民票も含む)
3. 戸籍の附票の写し(除かれた附票も含む)
4. 戸籍の謄本及び抄本(全部・個人事項証明書)(除籍、改製原戸籍を含む)
5. 戸籍の記載事項証明書

※本人等からの請求や、国や地方公共団体の機関からの公用請求は対象外です。

●通知される内容

登録者の住民票の写し等の証明書を第三者に交付した場合に、「交付通知書」により次の項目をご本人(事前登録者)へ郵送で通知します。

- ・交付した年月日
- ・交付した証明書の種別及び通数
- ・交付請求者の種別登録者の代理人の場合はその旨、代理人以外の第三者による請求の場合は個人、法人、八士業(個人・法人)の別。

※住民票の写し等の請求をした第三者等の氏名や住所等の個人を特定する情報は通知しません。

●登録できる人（次のいずれかに該当する人）

- ・栗島浦村の住民基本台帳、戸籍の附票に記録されている人（転出等で5年以内に除かれた人も含む）
- ・栗島浦村の戸籍及び戸籍の附票に記載されている人（除かれた人も含む）

●登録の受付窓口

- ・栗島浦村役場総務課戸籍住民係（平日8：30～17：15）
- ・栗島浦村以外にお住まいの方や、ご病気等の事情で窓口においでになれない方は、郵送での登録も可能です。「登録に必要なもの」を郵送してください。本人確認書は写しを同封してください。

宛先 〒958-0061

新潟県岩船郡栗島浦村字日ノ見山1513-11 栗島浦村役場総務課戸籍住民係 宛

●登録に必要なもの

(1) 栗島浦村本人通知制度登録申請書（窓口にあります。栗島浦村ホームページからもダウンロードできます。）

(2) 窓口に来られる方の本人確認書類

- ・運転免許証、パスポート、顔写真付住基カード等は1点
- ・顔写真のない身分証明書（健康保険証・年金手帳や年金の証書）の場合は2点以上

◎代理人（登録を希望する人から委任を受けた人）の場合は委任状

◎法定代理人（未成年の保護者や成年後見人）の場合は、戸籍謄本等資格を証明する書類

※栗島浦村に本籍があり、法定代理人の資格を確認出来る場合は不要です。

●登録期間

- ・登録期間は、登録した日から起算して5年間です。（満了日を過ぎると登録が廃止となります。）
- ・引き続き登録を希望する場合は、継続の申請をしてください。満了日の3か月前から受付します。
- ・登録は、令和元年10月1日から受付となります。

●登録内容の変更・廃止

- ・住所異動や戸籍届出等により登録内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止したいときは、「栗島浦村本人通知制度登録（変更・廃止）届出書」を提出してください。変更の届出がないと本人通知の送付ができない場合がありますのでご注意ください。
- ・登録者が死亡したとき、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。

問合せ先

栗島浦村役場 総務課 戸籍住民係

☎0254-55-2111